

業務委託仕様書

1 委託業務名

甲府市ヤングケアラースパイトケア支援業務

2 業務の目的

既存の福祉制度の利用に至らない等で、家事その他日常生活上の家族の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者（以下「ヤングケアラー」という。）がいる世帯に対し、家事や育児等を支援する者（以下「訪問支援員」という。）が訪問することにより、ヤングケアラーの負担軽減を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

甲府市内全域

5 業務内容

委託事業者は、本市が指定する対象世帯へ訪問支援員を派遣し、次に掲げるもののうち、本市が必要と認めた支援を実施する。

（1）支援の内容

①家事支援	ア 食事の準備及び片付け イ 住居の清掃及び整理整頓 ウ 衣類の洗濯及び補修 エ 生活必需品の買い物 オ その他、家事等に関して日常的に支援を行う必要があるもの
②育児支援	ア 授乳・食事補助 イ おむつ交換・排泄補助 ウ 衣服の着脱補助 エ 入浴（沐浴）補助 オ 保育園等の送迎 カ その他、育児等に関して日常的に支援を行う必要があるもの
③相談支援	ア 家事・育児等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言
④情報提供	ア 地域の子育て支援策等に関する情報提供

（2）ただし、病児及び病後児の世話、感染症患者のいる居宅における支援は行わない。

（3）支援は、原則、保護者の在宅時に行う。ただし、保育所の送迎、ヤングケアラーの負担軽減等やむを得ない場合は、保護者の同意を得て保護者不在時に支援を行うこ

とができる。

- (4) ヤングケアラー支援会議等への出席を求められた場合、原則、担当する訪問支援員が出席することとする。

6 対象の世帯

本市の住民記録台帳に記録され、現に本市に居住しているヤングケアラーがいる世帯で、本市子育て支援課子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」（以下、「当センター」という。）が指定する世帯。

※当センターに相談があり、訪問支援員の派遣が必要と認められるヤングケアラー（対象者）とその家族で構成される世帯。

7 実施日時

- (1) 実施日 原則、月曜日～日曜日

ただし、12月29日から翌年1月3日までについては、本市と委託事業者が協議のうえ、その要否を決定するものとする。

- (2) 実施時間帯 原則、午前8時～午後6時

ただし、午前7時から午前8時まで及び午後6時から午後8時までについては、委託事業者が派遣可能な場合のみ実施するものとする。

8 支援時間等

- (1) 支援については、1日当たり1回かつ週2日までとし、1回の利用は、1時間単位で2時間以内とする。ただし、本市が必要と認めた場合は、本市と委託事業者との協議により、1日当たり2回以上の支援を行うことができるものとし、1日当たり1時間を単位に2時間を限度とする。

- (2) 本事業の支援時間は、対象者の居宅への訪問から退去までの時間をいう。

- (3) 本市のヤングケアラー・コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）と委託事業者は、利用者の訪問調査を実施し、利用者の家庭状況等の確認、課題及び支援の要望等の聴取を行い、コーディネーター及び委託事業者で協議の上、具体的な支援内容を決定するものとする。

- (4) 委託事業者は、訪問支援員を派遣する日程調整を対象世帯と直接行い、訪問担当者氏名や訪問予定等を記載した通知書（別紙）を対象世帯に送付する。また、その写しを2部用意し、1部は委託事業者が保管し、1部を本市に提出する。

- (5) 前2号の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない事由があると市長が認める場合はこの限りではない。

9 支援期間

- (1) 支援期間は、本市の要綱に基づき、6ヶ月を基本とする。

(2) 必要に応じて、支援期間を延長することができる。

10 委託事業者の要件

(1) 11に定める訪問支援員を派遣できる者で、市内に事業所を有し、かつ、前記5の業務内容に類する事業開始から1年以上の実績があるもの

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第114条の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第34条の7の規定に基づき居宅介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている者

ウ 家事や子育てなどに関する支援の実績を有し、支援できる体制が整っており、特に市長が認める法人格を有する者

(3) 次のいずれにも該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者又は法人において、その役員が暴力団員である者

ウ 本市における物品競争入札参加資格者にあっては、甲府市物品供給（入札等）制度要綱及び甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている者

エ 本市の入札参加資格を有していない場合は、国及び他の地方公共団体において、指名停止の措置を受けている者

オ 6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年以内の者

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

キ 国税及び本店、支店等が所在する市町村の税を滞納している者

2 本市との契約締結後、委託事業者が前項第1号及び第2号のいずれかに該当しなくなった場合又は同項第3号に該当することが判明した場合は、委託契約期間中であっても、本市は当該委託事業者との契約を取り消すことができるものとする。

1 1 訪問支援員の要件

委託事業者は、次に掲げるすべての要件を満たす訪問支援員を派遣するものとする。

(1) 次のいずれかに該当し、家事又は育児に関する支援を適切に行う能力を有する者

- ア 保育士
- イ 保健師
- ウ 助産師
- エ 看護師
- オ 准看護師
- カ 介護職員初任者研修修了者
- キ 介護福祉士又は生活援助員
- ク 子育て支援員研修修了者
- ケ その他市長が適当と認める者

(2) 次のいずれにも該当しない者

- ア 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

2 委託事業者は、本市との契約締結時に訪問支援員の名簿を提出するものとする。

3 委託事業者は、本事業の実施にあたり、支援活動中の事故に備え、賠償責任の保険に加入するものとする。

1 2 研修

本市は、委託事業者の訪問支援員に対して、訪問支援の目的並びに支援方法及び救急救命講習等について必要な研修を行い、常に訪問支援員の資質向上を図るものとする。

2 本事業に従事する訪問支援員及び関係者は、自らの資質及び技能等の向上を図るため、各種研修会及びセミナー等に積極的に参加するものとする。

1 3 委託料

本事業の委託料は、次のとおりとする。

家事支援・育児支援の提供	1 時間あたり 3,000 円 ※利用者負担額徴収対象者は2,700円とする。
	訪問件数 1 件あたり 930 円 ※訪問支援員の交通費等の費用
事務管理費	1 月 1 世帯あたり 5,000 円 ※報告書作成等

1 4 実績報告

委託事業者は、支援に係る対応を「甲府市ヤングケアラーレスパイトケア支援事業支援状況報告書」(第1号様式)及び「甲府市ヤングケアラーレスパイトケア支援事業訪問支援内容報告書」(第2号様式)に記録し、履行月の末日から20日以内に本市に提出するものとする。

2 訪問支援員は、市長から利用者の世帯の状況等に関する報告を求められた場合において、利用者の世帯の状況、利用者から支援を断られた場合の理由、利用者の世帯からの応答がない場合の住環境の視認した結果等を報告するものとする。

1 5 委託料の支払い

委託事業者は、本事業の履行月の末日から20日以内に次の各号に掲げる書類により本市に委託料を請求するものとする。

- (1) 請求書（第3号様式）
- (2) 甲府市ヤングケアラーレスパイトケア支援事業実施報告書（第4号様式）

1 6 利用者負担額及び徴収方法

(1) 利用者負担額

利用者負担額は次のとおりとする。ただし、初回利用日から1か月間は次の表にかかるわらず無料とする。

世帯区分	利用者負担額 (1時間当たり)
生活保護世帯	0円
住民税非課税世帯	
住民税所得割課税額77,101円未満の世帯	
その他の世帯	300円

(2) 徴収方法

利用者負担額は、委託事業者が利用者から徴収し、徴収にあたっては委託事業者名義の領収書を発行する。

1 7 利用のキャンセル

利用者が利用キャンセルを行う場合、訪問支援の実施前までに委託事業者にキャンセルの連絡を行うものとし、利用者から連絡を受けた委託事業者は、速やかに本市にその旨を連絡するものとする。

2 キャンセル料は、委託事業者が利用者に十分な説明を行い、了承を得た上で委託事業者と利用者が取り決めるものとする。

1 8 事故への対応

- (1) 委託事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、本市に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- (2) 委託事業者は、前項の事故状況及び措置内容について記録することとする。
- (3) 委託事業者は、本事業に係る保険に加入し、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。
- (4) 委託事業者は、前号に規定する措置を講じる旨及びその実施方法についてマニュアル等を作成し、あらかじめ定めておくこととする。
- (5) 本市の故意・重過失である場合以外は、委託事業者がその責任において処理にあたる。

1.9 遵守事項

(1) 再委託の禁止

委託事業者は、委託業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、業務の一部に限りあらかじめ書面により本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 秘密の保持

委託事業者は、本件業務遂行に関連して、本市から秘密である旨指定された情報を秘密として取り扱い、その管理に必要な措置を講ずるものとする。

(3) 個人情報の保護・情報セキュリティ対策等について

委託事業者は、本事業に関わる職員に対し、業務で知り得た個人情報を目的以外で利用してはならない。また、第三者に開示または漏洩してはならない。

(4) 報告及び調査

本市は、必要があると認めるときは、委託事業者に対して本件業務の履行状況について報告を求め、調査を行うことができるものとし、委託事業者はこれに協力するものとする。

(5) その他

本仕様書に疑義が生じた場合、委託事業者は直ちに本市に申し出て、双方協議するものとする。なお、仕様書に記載のない事項についても、必要と認められることは、協議の上、委託事業者の責任において適正に実行すること。

以上

第1号様式

甲府市ヤングケアラーレスパイトケア支援事業支援状況報告書

年　月　日

(あて先) 甲府市長

(〒)
事業所 住 所
事業所名
代表者
連絡先 印

次のとおり支援を実施しましたので、報告します。

番号	氏 名	(月) 実施日数	派遣前日午後 5 時以 降の変更・不在	合計時間
1	様	日	回	時間
2	様	日	回	時間
3	様	日	回	時間
4	様	日	回	時間
5	様	日	回	時間
	計	日	回	時間

第2号様式

甲府市ヤングケアラーレスパイトケア支援事業訪問支援内容報告書

年 月 日

(あて先) 甲府市長

(〒)
事業所 住 所
事業所名
代表者 (印)
連絡先

利用者氏名				
利用者住所				
	派遣日	開始時間	終了時間	支援内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※派遣日、開始時間、終了時間、支援内容に関する報告は、事業所様式添付での報告も可とする。

第3号様式

年　月　日

請　　求　　書
(工事・委託・賃借)

甲府市長様

住　　所

商号又は名称

代表者氏名

印

金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件名	甲府市ヤングケアラースパイトケア支援事業に係る派遣業務
----	-----------------------------

場所	甲府市指定場所
----	---------

期間	年　月　日～年　月　日
----	-------------

相手方番号	債務履行の確認		
契約番号	確認者		
負担行為番号	係長	課長	
所属課	子育て支援課		
債務履行確認年月日	年　月　日		

第4号様式

年 月 日

(あて先) 甲府市長

(委託事業者)

住 所

氏 名

印

○年○月分甲府市ヤングケアラーレスパイトケア支援事業実施報告書

1 派遣日数 _____ 日

2 派遣時間 _____ 時間

3 派遣世帯 世帯

4 請求金額 (1) ¥ 9 3 0 円 × 日 (派遣日数) = 円
(2) ¥ 2, 7 0 0 円 × 時間 (派遣時間) = 円
(3) ¥ 3, 0 0 0 円 × 時間 (派遣時間) = 円
(4) ¥ 5, 0 0 0 円 × 世帯 (派遣世帯) = 円

合計 円 (1) + (2) + (3) + (4)

(別紙)

年 月 日

甲府市ヤングケアラーレスパイトケア支援事業訪問日程等通知書

(申請者氏名) 様
(ヤングケアラー氏名) 様

住所
事業者名
代表者
電話番号

ヤングケアラーレスパイトケア訪問支援員派遣については、次のとおり決まりましたので通知します。

事業所名	
事業所住所	
訪問支援員氏名	
連絡先	
訪問開始日	年 月 日 曜日
訪問予定	曜日 時 分 から 時 分
	曜日 時 分 から 時 分